# みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2019年6月 ≫



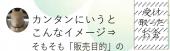
# 税務の話題

# 環境のためにも考え<mark>たいリユース!</mark> その時の所得もあわせて考えてみましょう

クローゼットを開けて、ふと「もう使わないけれど、捨てる<mark>のはもったいない…」と</mark> 思うことはありませんか。そこで、近頃よく耳にする洋服や生活用品の売買。 最近では、インターネット上で、個人でも簡単にできるようになっているようです。 使ったことのある方、"売れて良かった!""ちょっとしたお小遣い♪"だけで終わっていませんか。 そう、お金が入って〈る=収入がある=……え?税金…!? 「そんなこと考えてなかった!」方も、この機会にぜひ!おさえておきましょう。

### ≪ 覚えておこう! その1≫

生活に使うモノ(資産)を売ったときのプラスは ⇒⇒⇒ 所得税法では「譲渡所得」といいます!



譲渡所得 の受けい

資産を売った場合は、「事業所得」もしくは「雑所得」です。

(お金)

### ≪ 覚えておこう! その2≫

「譲渡所得」でも課税されないモノがある! ⇒⇒⇒ "生活に通常必要な動産"は非課税!

つまり!日常使っていたものを売った場合、基本的には課税されません。 ただし、高額(30万円超)な貴金属や生活に通常必要でない動産 (レジャー用の自動車など)は、「譲渡所得」として申告が必要な場合があります。

# > たとえばこんなモノ

### ≪ 覚えておこう! その3≫

こんなときはどうなる? 実例でおさえましょう!

Q:着なくなった洋服をインターネット上で販売した。

A:「生活に必要な動産」なので、譲渡所得は非課税。 他の所得などでも確定申告義務のない場合は、 確定申告不要。(お小遣い♪)

Q:使わなくなったネックレス(35万円で取得)を インターネット上で販売した。

A:30 万円超の貴金属は、非課税とされる動産とは ならない。=譲渡所得(総合課税)です。

#### もうワンポイント!

総合課税の譲渡所得には「特別控除額」が 50 万円あります =50万円までの所得には課税されません。

損失は、他の総合課税の譲渡所得と通算できます。

Q:営利目的のハンドメイド商品を インターネット上で販売した。

|:「営利(販売)目的|なので、 事業所得又は雑所得に該当。 会社員の方でも専業主婦の方でも、他の所得や 所得控除などの状況により、確定申告が必要な 場合があります。

### 消費税増税後の 「ポイント環元制度

制度のご紹介

## <キャッシュレス・消費者還元事業>

何かと話題の多い、消費税増税(2019年10月予定)。 それに伴い実施される、キャッシュレス決済の 「ポイント還元制度」。一般消費者の方向けの 事業をされている方にとっては、今回ばかりは 「知らなかった!」では済まされなさそうです。

この事業は、事前に「参加する加盟店」 として登録する必要があります。また、 その登録は、決済事業者さまを通して、行うことと なっています。既にキャッシュレス決済を導入され ている方は、お取引のある決済事業者さまへ ご確認ください。

一度、専用サイトをご確認いただくことをお薦め いたします。(これからご検討される方もご覧〈ださい!)

> (中小・小規模事業者のみなさま) https://cashless.go.jp/franchise/index.html